

～法定相続情報証明制度について～

法務省民事局

法定相続情報証明制度について

制度創設の背景

- 不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- 近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘
- 法務省において、**相続登記を促進するため**に、法定相続情報証明制度を新設

制度の概要

- 相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出
 1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
 2. 上記1. の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）
- **登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付**

制度のねらい

- 本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、**相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担が軽減**
- 本制度を利用する**相続人に**、**相続登記のメリットや放置することのデメリット**を登記官が説明することなどを通じ、**相続登記の必要性について意識を向上**

 **平成29年5月29日から運用開始予定**

法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

①申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集



①-2 法定相続情報一覧図の作成

（参考：別紙1（解説付き））



A市役所

①-3 申出書を記載し、上記①-1, -2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

②確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

（参考：別紙2（解説付き））

- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない

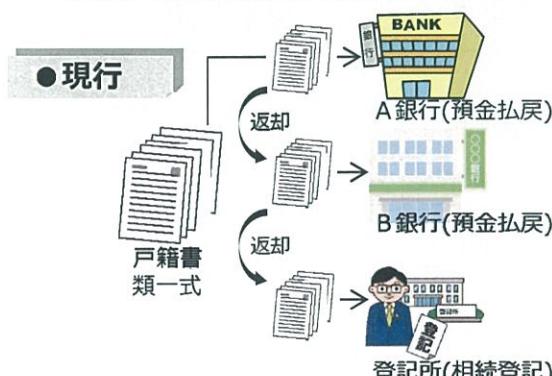


✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

③利用

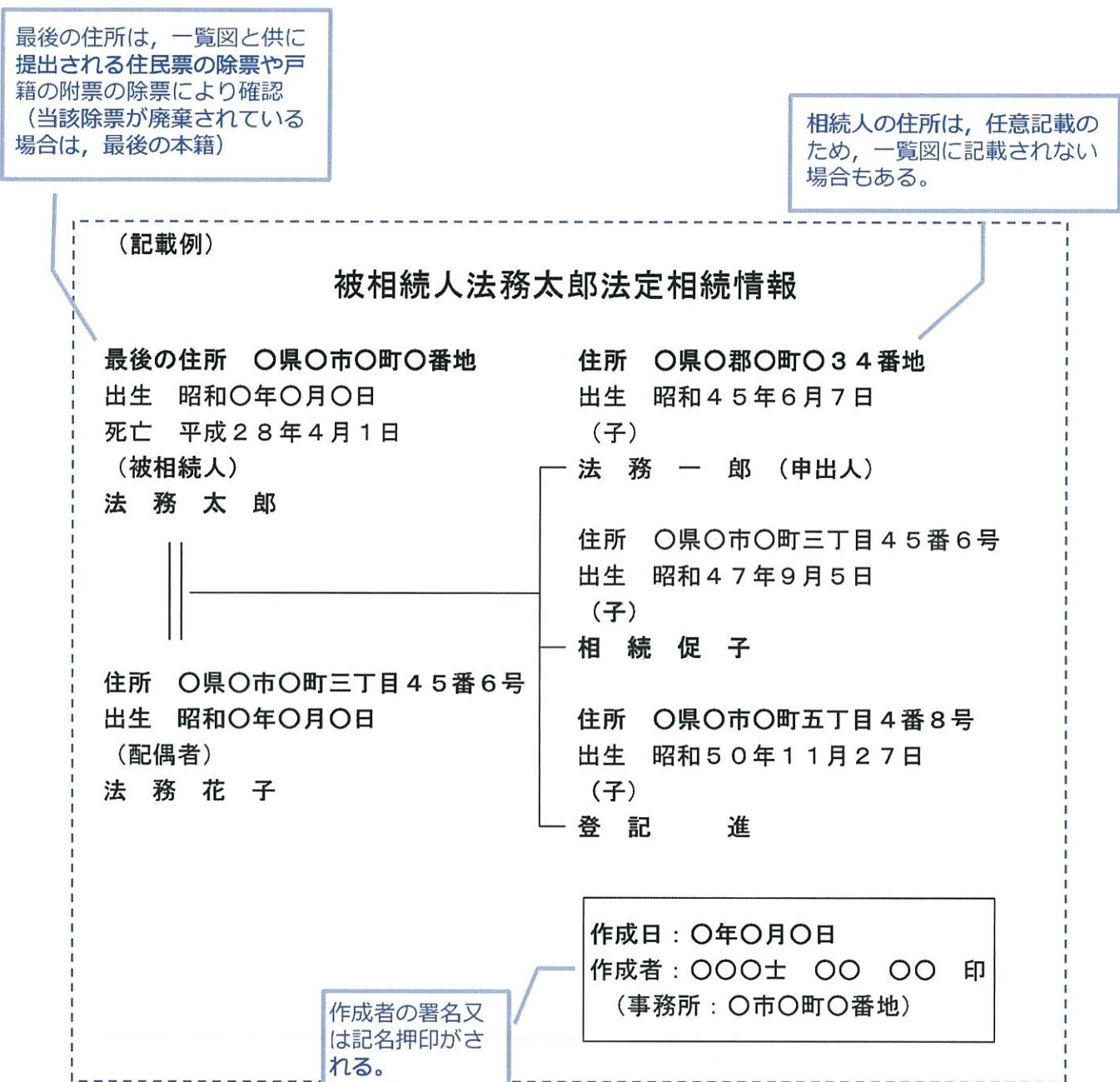
③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は、戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり、これまでどおり戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要



別紙1

- ✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成



- ✓ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。
✓ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも“明瞭に判読”できるものであれば可とする。

別紙2

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和〇年〇月〇日

死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法務 太郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和〇年〇月〇日

(配偶者)

法務 花子

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

(子)

法務 一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

(子)

相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

(子)

登記 進

以下余白

作成日：〇年〇月〇日

作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇 印

(事務所：〇市〇町〇番地)

- ✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官

〇〇 〇〇

職印

注) 本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に

関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

その他の御説明

申出について

- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能
- 申出をできるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出ができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれか
 - ① 被相続人の本籍地
 - ② 被相続人の最後の住所地
 - ③ 申出人の住所地
 - ④ 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は、郵送によることも可能

法定相続情報一覧図について

- 一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能
- 法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出できるのは、当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。
- 推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。

その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸籍謄本を添付することができない場合は、本制度は利用できない。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わらうようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができる。

あなたの相続手続を応援します！

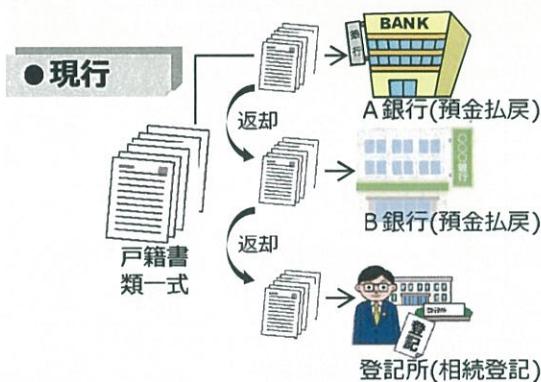
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



ポイント！
相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出

法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類			
④	具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証のコピー（※2） ◆マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆住民票記載事項証明書（住民票の写し）など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印をしてください。	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓ (法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合) 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	✓ (委任による代理人が申出の手続をする場合) ⑥-1 委任状 ⑥-2 (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3 (資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、 市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦	✓ (②の書類を取得することができない場合) 被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

（子）

法務一郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（子）

相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（子）

登記進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

（配偶者）

法務花子

作成日：○年○月○日
作成者：○○○ ○○ ○○ 印
(住所：○市○町○番地)

法定相続情報一覧図の記入様式は、
法務局ホームページ に掲載
しています。

法定相続情報一覧図は、A4サイズ
の白い紙に記載してください。

その他の留意点

- 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP 1で用意した書類、STEP 2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書（例）

申出年月日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 印 連絡先 一 一 被相続人ととの続柄 ()		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 印 連絡先 一 一 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 実口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ※封筒の場合、送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最終の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し替えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、法務局ホームページ に掲載しています。

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。

※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

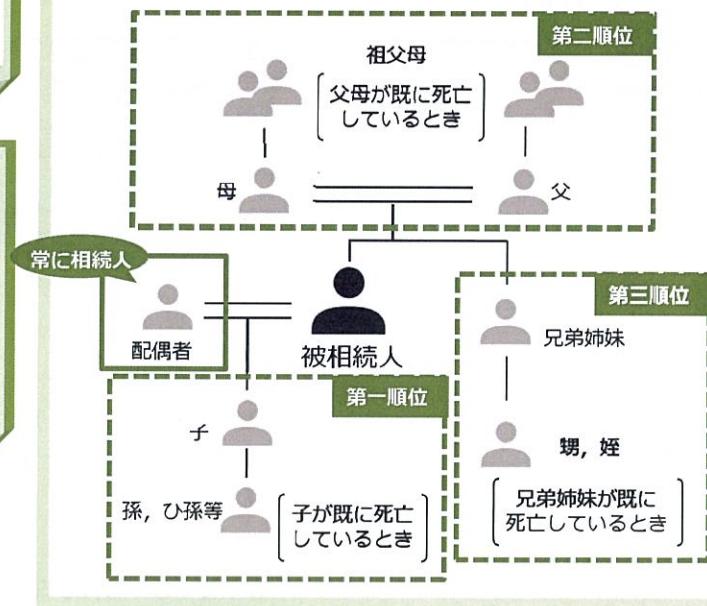
提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1に掲げる①、②(⑦)、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、STEP1に掲げる⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名・押印がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士
- ・司法書士
- ・土地家屋調査士
- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・弁理士
- ・海事代理士
- ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することができるです。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生きてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ

